

滋賀県道路整備アクションプログラム2013について

1. 道路整備アクションプログラムの見直しについて

県では、将来10年間の具体的な道路整備計画である「道路整備アクションプログラム」に基づき道路整備を実施しています。

このプログラムは、最長でも5年で見直すこととしており、今年度で現行プログラム策定から5年が経過することから、県下8地域に「地域ワーキング」を設置し、プログラムの見直しを進めてきました。

「滋賀県道路整備アクションプログラム2013」については、各地域で3回開催した「地域ワーキング」での意見等を踏まえ、平成25年度から平成34年度までの新たなプログラムとして策定しました。

2. 道路整備アクションプログラム2013について

◆概要

【整備重点方針】

- ①早期事業効果の実現
(効果が実感できる道づくり)
- ②通学路などの歩道整備の推進
- ③予防保全的維持管理計画に基づいた
計画的な維持管理の実施

【対象期間】

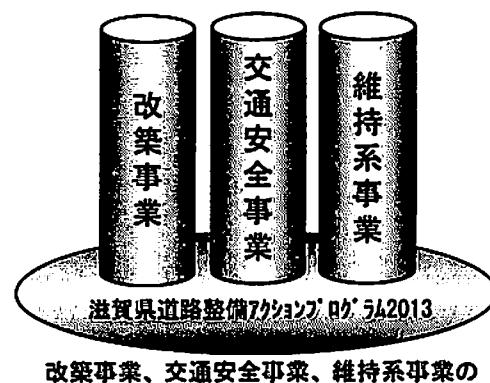
平成25年度～平成34年度（10年間）

◆改築事業・交通安全事業

事業箇所：214箇所

（内訳）

		アクションプログラム2013
道路事業	改築事業	113
	交通安全事業（歩道整備）	75
	交通安全事業（交差点改良）	13
街路事業		13
	合 計	214



改築事業、交通安全事業、維持系事業の
3つの柱で構成

◆維持系事業

【主要な取組】

- ①橋梁長寿命化計画に基づき橋梁の予防保全を実施する。
- ②舗装については、経済性、長寿命化等を考慮した最適な舗装維持補修工法を採用することにより、舗装の耐用期間、走行性能の向上を図る。
- ③通学路の緊急点検および3省庁合同点検等の点検結果に基づき、計画的に安全対策を実施する。
- ④地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、緊急輸送道路における橋梁補強、道路狭隘部の改良、災害防除等を計画的に実施する。
- ⑤トンネル・側溝・擁壁などの道路構造物の維持修繕、路肩除草・道路植栽剪定などの適切な道路の維持管理を実施する。

（添付資料）滋賀県道路整備アクションプログラム2013（全9部）

- 概要版
- 各地域版

各土木事務所管内（大津、南部、甲賀、東近江、湖東、長浜、木之本、高島）